

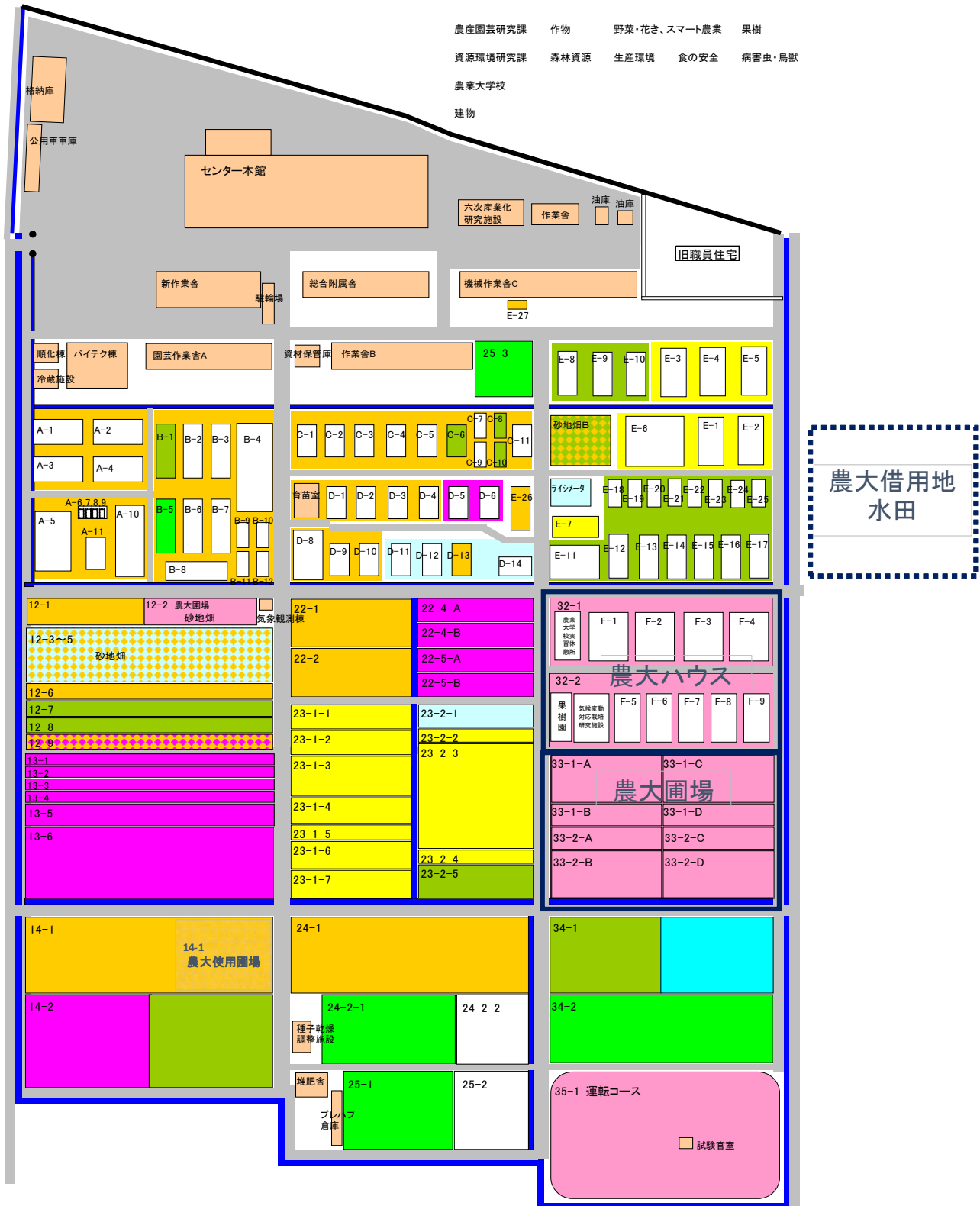
## 6 沿革、学校施設、ほ場図等

### (1) 沿革

大正 2年		徳島県農会の委託により、農事試験場において農業技術員の養成を開始
昭和 2年	6月	徳島県農業技術員養成所を農事試験場に併設
昭和24年	4月	農業技術員養成所を廃止し、徳島県農業講習所を設置
昭和41年	4月	農業講習所を廃止し、徳島県農業大学校を設置 農業大学校は本科（修業年限2年）及び実科（同1年）から成り、実科は農林関係7研究機関に分校として併設
昭和42年	3月	名西郡石井町字石井2202-1に新築移転
昭和45年	4月	本科課程を園芸及び畜産コースに再編するとともに研究科（修業年限1年）を設置
昭和46年	4月	校歌を制定
昭和56年	4月	農業改良助長法に基づき実践教育を重視した新農業大学校として再編
昭和61年	4月	本科を農業課程に統合し、果樹、野菜、花き造園、畜産、生活の各専攻コースに再編
平成 4年	4月	農業機械研修業務を併合
平成12年	4月	とくしまアグリテクノスクールを開講
平成17年	4月	徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校に組織変更 果樹、野菜、花き、畜産、経営の専攻コースを設置
平成18年	4月	研究科の修業期間を1年又は2年とし、実科を廃止
平成21年	4月	本科の専攻コースを生産技術、地域資源活用、アグリビジネスの3コースに再編、単位制を導入
平成22年	10月	模擬会社「徳島農大そらそうじゃ」設立
平成23年	4月	本科を学校教育法に基づく専修学校へ移行 公共職業訓練「ファームオペレーター養成科」を開講
平成24年	4月	6次産業化「農産物加工マイスター講座」を開講
平成25年	4月	石井町石井字石井1660の農林水産総合技術支援センターに新築移転 とくしまアグリテクノスクールを拡充し、アグリビジネススクールとして開講
平成29年	4月	アグリビジネススクールを再編し、「農業経営者育成コース」、「6次産業化コース」、「テクノコース」として開講
平成30年	4月	本科の専攻コースを農業生産技術コース、6次産業ビジネスコースの2コースに再編、六次産業化研究施設を開所
	12月	気候変動対応栽培研究施設設置
平成31年	4月	アグリビジネススクールに「徳島かんきつアカデミー 中核的人材育成コース」と「徳島かんきつアカデミー 特定技術向上コース」を開講
令和 2年	4月	「アグリビジネスアカデミー」として「営農基礎コース」「営農技術向上コース」「6次産業化コース」「徳島かんきつアカデミー」に再編
	7月	「施設園芸アカデミー」を新設し、全5コースを開講
	8月	旧果樹研究所（勝浦町）をリニューアルし「かんきつテラス徳島」をオープン

## (2) 学校施設、ほ場図

### 農林水産総合技術支援センター 農業大学校 施設配置図



学校所在地

〒779-3233 名西郡石井町石井1660

ホームページ

電話(088)674-1026

QRコード

FAX(088)674-8129

<https://www.tonodai.ac.jp>



## 7 添付資料等

### (1) 徳島農大そらそうじゃ 定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、徳島農大 そら そうじゃ と称する。

(目的)

第2条 当社の経営理念を次のとおり定める。

- 一、私達は、若い力で地域社会の人々と同意と共感しあいながら豊かさを求める会社を目指します。
- 一、新技術の改良・開発に取り組むことで、地域社会と農家の皆様に貢献します。
- 一、徳島の隠れた資源を活用することで、地域の活力を呼び起こします。
- 一、消費者と生産者が共につくる、新しいアグリビジネスを創造します。
- 一、徳島の農業の発展に寄与する人材となるよう、自らを高めます。

第3条 前条に定める経営理念に基づき、当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 農業大学校、各研究所で生産された農畜産物の販売及びその加工。
- 2 農業大学校、各研究所で開発された新技術や商品の流通企画、生産者等からの依頼による実証展示などの請負。
- 3 当社の主旨に賛同される生産者、組合、商工関係者からの生産物等を原材料とした商品開発、加工。
- 4 農業大学校の生産施設や教育機能を活用した農作業・収穫体験サービス。
- 5 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を徳島県名西郡石井町石井字石井1660番地に置く。

#### 第2章 株式

(株式の保有)

第5条 当社は株式会社形態を基本とし、全株式は学生の保護者である農業大学校後援会（以下、後援会）が保有する。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式は、後援会以外の者に譲渡することはできない。

(株券)

第7条 当社の発行する株式の総数は、100株とする。

第8条 当社の株券は、1株券のみとする。

#### 第3章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 定時株主総会は、毎年度卒業式の前日を基準として設定する。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第11条 株主総会の決議は、出席した議決権のある株主の賛成とあわせて、社員の過半数の賛成をもって決する。

#### 第4章 取締役、監査役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第12条 当社の取締役は6名程度、監査役は3名程度とする。

(取締役及び監査役の選任)

第13条 当社の取締役及び監査役は、3月に開催される株主総会において選任される。

(取締役及び監査役の任期)

第14条 取締役の任期はその就任後1年以内、監査役の任期はその就任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の日に満了する。

2 補欠または増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第15条 取締役会は、代表取締役がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第16条 当社は、社長1名、代表権を有する副社長1名及び取締役4名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 取締役は、それぞれのコースから最低2名を基準に選出する。

3 代表取締役社長は会社を代表する。

4 取締役3名は各事業部(コース)の部長を兼ねる。

(業務執行)

第17条 社長は、当社の業務を統轄し、代表取締役副社長、取締役兼事業部長は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬)

第18条 取締役及び監査役への報酬は支給しない。

## 第5章 計 算

(営業年度)

第19条 当社の営業年度は年1期とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(利益の扱い及び配当)

第20条 株主への利益配当は、営業年度の決算期における総会の議決により、株主へ配当する。

2 事業活動の結果得られた利益は全て会社活動の経費として充当し、役員及び社員への一般的な報酬の支払いは行わない。

## 第6章 事業計画・報告及び褒賞

(事業計画)

第21条 当社における事業活動は、事前に事業計画書(企画書)を作成しなければならない。

2 作成した事業計画は、代表取締役及び監査役が承認することによって事業実施することができる。

3 前号の手続きを得ない事業活動によって当社が利益を得ることはできない。

(事業報告)

第22条 前条による事業計画は、その事業終了後、報告を行い、代表取締役及び監査役の承認を得なければならない。

2 農業大学校及び各研究所で生産された農畜産物を扱う場合は、事業継続中の毎月、徳島県の定める手続きに準じて、生産物の販売報告を行わなければならない。

3 格別の事情がなく、前号の事業報告を行わなかったり、虚偽の報告を行った事業計画の責任者に対しては、代表取締役及び監査役は事業報告の実施の督促及び承認取り消し等の措置を講ずるものとする。

(褒賞)

第23条 特に業績優秀な者については、表彰等の褒賞を行い、その業績を讃える。

2 褒賞は、別途定める評価手法に基づき、原則として各事業部、プロジェクトチームなどを単位として行う。

## 第7章 附 則

(定款の変更)

第24条 本定款は、正式に公証人役場にて承認されたものではないが、当会社の事業展開及び学生の活動を規程するものとして策定する。

2 本定款の変更は、取締役会議の動議により、監査役の承認後、総会をもって議決する。

(最初の取締役及び監査役)

第25条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

代表取締役社長	岡林 拓	(生産技術部)
代表取締役	河野 広晃	(地域資源活用部)
	正木 彩	(アグリビジネス部)
取締役兼事業部長	知賀 幸太	(生産技術部)
	武川 七恵	(地域資源活用部)
	多田 光希	(アグリビジネス部)
監査役	安岡 道博	農業大学校長
	久次米 靖章	後援会長
外部参与	小川 哲司	徳島商工会議所 業務推進室長

以上、徳島農大そらそうじゃの設立のため、本定款を作成する。

初 版：平成22年10月25日

最終改訂：平成31年 3月 5日

農業大学校長 安岡 道博

## (2) 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校学校評価実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法（第42条～第43条）及び学校教育法施行規則（第66条～68条）に基づき、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校（以下「農業大学校」という。）が行う学校評価について定める。

### (目的)

第2条 農業大学校は、当該大学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるものとする。

### (評価の実施等)

第3条 評価は、農業大学校が自ら行う「自己評価」と、その評価結果に関して農業大学校の学生の保護者その他の当該農業大学校の関係者（当該農業大学校の職員を除く。以下「学校関係者」という。）が行う「学校関係者評価」と、学校運営に関する外部の専門家を中心とした「第三者評価」により実施するものとする。

2 自己評価は、農業大学校の実情に基づき設定した重点目標について、その達成状況や取組の適切さを農業大学校職員が自ら評価するものとする。

3 学校関係者評価は、その自己評価結果について、学校関係者が幅広い視点から評価、指導、助言を行うものとする。

4 第三者評価は、外部の専門家が、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、専門的・客観的視点から評価するものとする。

### (自己評価委員会の設置)

第4条 自己評価を推進する組織として、企画調整課内に学校評価担当を置き、その課員で自己評価委員会を組織し、教頭が校長の命を受けて当該委員会を統括する。

### (学校関係者評価委員会の設置)

第5条 自己評価に対する評価を実施するため、学校関係者評価委員会を年に2回開催する。

2 校長は、教育に関する理解及び識見を有する学校関係者の中から、学校関係者評価委員の委嘱を行う。

### (第三者評価委員会の設置)

第6条 校長は、学校の実情に応じて、教育活動や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的な評価が必要であると判断した場合、第三者評価委員会を設置することができる。

### (重点目標等の設定と公表)

第7条 校長は、毎年度始めに、農業大学校の実情に応じた重点目標を掲げ、農業大学校は、その達成に必要な課題、活動計画、評価指標等を設定し、学校評価計画表その他の資料により速やかに公表するものとする。

### (評価結果の設置者への報告)

第8条 校長は、自己評価と学校関係者評価の結果を、年度末までに徳島県知事に報告するものとする。

### (評価結果の公表)

第9条 農業大学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果を、学校評価総括表その他の資料により速やかに公表するものとする。

### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### (3) 農業・6次産業体験学習等実施要綱

平成19年4月1日制定

最終改正 令和4年4月1日

#### 1 目的

先進的な農業経営及び地域農業の実際を体験すると共に、農業の国際化に対応して、生産、加工、流通販売の高度な知識、技術及び6次産業化に対応した企業的な経営管理能力を養う学習を実施し、優れた担い手等を養成することを目的とする。

#### 2 学習方法

##### 1) 国内学習

###### (1) 農業体験学習

- ① 対象学生 本科農業生産技術コース学生  
(研修に耐えられる体力と学習意欲が旺盛である者)
- ② 学習場所 個人農家、農業法人及び関係機関等
- ③ 受け入れ先の選定  
各農業支援センター等の協力を得て、専攻コースの指導方針、進路等を考慮して選定する。
- ④ 学習内容並びに学習時間  
別に定める。
- ⑤ 学習期間  
別に定める。

###### (2) 6次産業体験学習

- ① 対象学生 本科6次産業ビジネスコース学生  
(研修に耐えられる体力と学習意欲が旺盛である者)
- ② 学習場所 関係企業及び関係団体等
- ③ 受け入れ先の選定  
各農業支援センター等の協力を得て、専攻コースの指導方針、進路等を考慮して選定する。
- ④ 学習内容並びに学習時間  
別に定める。
- ⑤ 学習期間  
別に定める。

###### (3) コース校外学習

- ① 対象学生 コース所属学生
- ② 学習場所 経営的に優れた農家、農業法人及び関係機関・団体等
- ③ 学習内容  
コースでの学習を強化・深化させるもの
- ④ 学習期間  
別に定める。

##### 2) 海外学習

- ① 対象学生  
就農意欲が旺盛である者  
学業成績の優秀な者  
海外生活に耐えられる体力、語学力を有する者  
生計維持者の同意を得て経費負担ができる者  
大学校長が適格者と認めた者
- ② 学習場所  
別に定める。
- ③ 学習内容  
海外における農業並びに農業政策の状況等
- ④ 学習期間  
別に定める。